

# 平成 30 年度 研修報告

平成 30 年 11 月 5 日

江津市議会議員 田中直文

期 日：平成 30 年 10 月 10 日

研修先：名古屋市(名古屋ダイヤビルディング)

主 催：地方議員研究会 (講師 程岡俊和氏)

## 【研 修 内 容】

1. 「財政の質問のポイント 基礎議員が知っておくべき財政の話 基礎編 1」
  1. 財政の基本的知識と用語の解説
    - ①地方財務 ②予算の種類・内容
  2. 歳入・歳出、科目別予算のあらまし
  3. 役所の予算編成から決算まで(当初予算、補正予算、決算)
    - ①予算の種類 ②予算の編成・執行 ③決算
  4. 事業の着眼点と事業の評価方法
    - ①決算の分析と財政に健全化
    - ②地方の公会計(制度について、固定資産台帳について、財務諸表の活用)

- ◎ はじめに、市長のマニフェストと議員の公約の重みには差があることを知っておくこと。また自治体の健康診断をすることが大切。市の財政の基準、考え方を明らかにすることが大事だ。



1. 財政の基本的知識
  - ① 地方財務(財務)

地方自治体が行政活動をするうえで、一定の秩序に従って収入や支出、契約財産等に関する事務を総称したものを「財務」という。
  - ② 予算の種類・内容

予算とは、一般に一定期間における収入と支出の見積もりまたは計画をいう。予算の原則—民主的で明確なものであることを強く要請されるため5つの原則がある。

    - ア. 総計予算主義の原則—一切の収入と支出を歳入歳出予算に計上。
    - イ. 単一予算主義の原則(形式)—単一の見積書にあらゆる歳入歳出を包括。
    - ウ. 予算事前議決の原則(準備)—議会の議決を経て始期と同時に効力を有する原則。

エ. 会計年度独立の原則(執行)－会計年度内の支出する経費は当該年度の収入で賄う。

オ. 予算公開の原則(予算過程)－住民に対して積極的に公開する。

## 2. 役所の予算編成から決算まで

### ①予算の種類

対象経費によって一般会計予算、特別会計予算など会計名がつけられた種類と編成時期の違いによる当初予算、補正予算、予算の性格の違いによる暫定予算、本予算、骨格予算、肉付け予算などがある。

#### 「暫定予算と本予算」

当初予算は年度開始前に成立するのが、何らかの理由で成立しない場合がある。この場合、そのまま放置されると行政活動がストップすることになり、住民に対して影響が大きいため、会計年度の一定期間に限った予算が認められている。この予算のことを暫定予算という。本予算の成立後は、暫定予算の効力は失われ、本予算にすべて吸収される。

### ②予算の編成・執行

- ・ 予算編成方針の策定－長の施策方針や財政方針および財政状況の見通し。
- ・ 予算書及び予算に関する説明書の作成。－議会に提出するときは、一定の説明書を提出する。

#### ・ 予算の執行

- ア. 予算執行計画の策定－予算の収入。支出を実行する計画を立てること資金計画も立てること。資金計画も立てる。
- イ. 予算の配当－予算に計上された金額を分割して各部局に割り当てて配ること。
- ウ. 経費の流用－使途が決められている経費を抑制して、他の支出費目に充当する。
- エ. 事故の繰り越し－予算上避けがたい事故のため、年度内に支出が終わらなかったものについて、長の権限で翌年度繰り越して使用すること。

### ③決算

- ・ 決算の意義－会計年度の歳入歳出予算の執行の結果の実績を表示するために調整される決算書。予算執行の結果を客観的に検証するための手段。収支。
- ・ 決算の調整－会計管理者は毎会計年度、出納が閉鎖されたのち、3か月以内に決算及びその附属書類を調整し、長に提出する。

## 3. 業の着眼点と事業の評価方法

①決算の分析と決算統計、財政の健全化－決算には、予算の執行状況等を示す

だけでなく、財政の健全性を確かめるバロメーターとしての役割もある。地方自治体の決算状況等を示す統計として、地方財政状況調査がある。これを集計・分析して毎年度「地方財政白書」として国会に報告される。

・財政状況を表す指標

具体的に決算の分析を行う際には、次の事項を念頭に見ていくことが重要だ。  
ア. 収支が均衡しているか。→形式収支、実質収支、単年度収支、実質単年度収支。

イ. 財政に弾力があるか。→経常収支比率。

ウ. 長期的に安定しているか。→実質公債費比率

財政健全化法：財政問題の早期発見の重要性、会計間の連結ルール、わかりやすいデータの公表と責任の明確化が望まれる。

健全化4指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。

早期健全化比率：健全化4指標のどれか1つでも基準を超えれば、早期健全化団体となり、財政健全化計画を定めなければならない。

【基準を超えた場合の影響】

- ・早期の段階から議会が責任をもって係る仕組み。
- ・財政悪化の要因分析を行い、実行可能な計画を立てる。
- ・計画策定の翌年度から、実施状況を毎年9月30日までに公表。  
⇒上記計画に基づく財政運営健全化に国が関与する。➡「勧告」「同意」  
地方債の制限等

②地方公会計地方公会計の意義

・住民や議会に対する財務情報のわかりやすい開示をする。また財政の効率化・適正化のため。

・具体的内容（財務書類の整備）

現金主義会計－現行の予算・決算制度は現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図る。

発生主義会計－発生主義によりストック情報・フロー情報を相対的・一覽的に把握することにより現金主義会計を補完。

ア. 財務書類整備の効果

発生主義による正確な行政コストの把握（減価償却費、退職手当引当金ど）の明示、資産・負債の総体の一覽的把握。

イ. 財務書類等の活用方法

人口減少が進展する中、限られた財源を賢く使うことにつなげる。

《マクロ的視点》

- ・財政指標の設定－資産老朽化比率を踏まえた公共施設マネジメント
- ・適切な財産管理－将来の施設更新必要額の推計

《ミクロ的視点》

- ・セグメント分析－事業別・施設別の行政コスト計算書を作成してセグメントごとの分析が可能となる。予算編成への活用、施設の統廃合、受益者負担の適正化、行政評価との連携。

## II 「財政の質問のポイント 議員が知っておくべき財政の話 基礎編 2」

### 1. 地方交付税制度

#### ①地方財政計画について

- ・一般財源総額の確保  
一般財源総額において、子供子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費 1 兆円の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る財原資源を確保した。また、積算減の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資を確保。
- ・公共施設等の適正管理の推進  
公共施設等の老朽化をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど、内容を拡充し、事業費も増額。
- ・まち・ひと・しごと創生事業費の確保  
地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成 27 年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成 30 年度においても 1 兆円を確保した。
- ・歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保  
公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増加に対応した歳出を確保したうえで、危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めるため、歳出特別枠を廃止。

#### ②地方交付税について

標準的な行政の実施に必要な財源が不足する団体に対し、一定の方法によって国から交付されるものが地方交付税である。

- ・地方交付税の種類  
普通交付税－客観的・機械的に算定され財源不足団体に対し交付(交付税総額の 94%)毎年 4 月、6 月、9 月、11 月の 4 回に分けて交付。

特別交付税－普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付。

普通交付税算定日後の生じた災害への対処など、12月、3月の2回に分けて交付される。平成28年度以降、段階的に4%に移行されることになっていたが、災害に多発、多様化により、今後当分の間維持する。

③ 普通交付税の額の決定について

・普通交付額＝基準財政需要額－基準財政収入額

基準財政需要額＝各地方公共団体の標準的な財政支出を算定するもので、行政分野ごとに人口や面積などの客観的なデータに基づき、地域特性を反映させて算出する。

基準財政収入額＝各地方公共団体の標準的な収入を算定するもので、標準税収入の75%

2. 臨時財政対策債のバラクリと議会答弁

①臨時財政対策債とは

- ・平成13年度に創設された地方債で、地方交付税で交付されるべき額の一部を振り替えて発行される特別地方債。後年度に元利償還金相当額の100%を基準財政需要額に算入される見込み。
- ・臨時財政対策債の発行額は2013年度から「財源不足額基礎方式」により算出される。⇒地方交付税と考えるか、地方債と考えるか。本当に100%基準財政需要額に算入されているか。チェック

3. 地方債と基準財政需要額の関係

①地方債とは、地方公共団体の長期借入金のこと。公共施設(図書館、道路など)の建設事業の場合、建設年度に多額の費用が必要となる。10年後、20年後も継続して利用されることになるため、建設当時の住民だけが費用を負担するのではなく、将来世代の住民にも負担してもらい、世代間の費用負担を公平にしようとする制度。

②地方債の役割

ア. 財政支出と財政収入の年度間の調整⇒後年度に財政負担を分担させる。

イ. 住民負担世帯間の公平のための調整⇒地方債の償還期限はその地方債で建設した公共施設の耐用年数を超えてはならない。

ウ. 一般財源の補完⇒地方税、地方交付税等の一般財源の不足額を補完する機能を有する。

エ. 国の経済政策との調整⇒国の行う経済政策も地方財政と一体となって行わなければ実効性に乏しいが、地方を通じて実施される建設事業費の財源となる地方債は、その発行量の増減によって事業量を調整することが可能であり、景気対策等において重要な機能

を果たしている。

## 所 感

この度、自治体が適切な事業執行をする中で、継続して、一定の秩序に従って営まれる収入・支出、予算・決算、契約、財産等に関する地方財務について研修をさせてもらった。特に合併算定替えによる地方交付税縮減など厳しい財政状況の中で、地方財政計画と地方交付税の関係や、地方交付税の仕組み、地方債と基準財政需要額との相関性等について認識を新たにした。

当市は、江津市版総合戦略が4年目に入り地方創生の成果が問われている中、人口減少・少子高齢化対策、新庁舎建設問題、西部小学校(仮称)建設など大きなプロジェクトが控えている。

自主財源に乏しく、依存財源のウエートが大きい状況下での市政運営だが、諸事業の目的・必要性・緊急性を踏まえて将来負担の軽減を念頭に置いての行財政運営が求められている。

こうした状況下で、あらためて、財務諸表等を見ながら適切なる財務分析をし、当市の持続可能な財務運営に注力していきたいと考える。